第三条の二第一項中「第九条の七第六項及び第二十八項並びに第九条の七の二第二項（同条第三項」を「第九条の七第四項及び第二十六項並びに第九条の七の二第三項（同条第四項」に改め、同項第一号イ及び第二号中「第九条の七第六項及び第二十八項並びに第九条の七の二第二項」を「第九条の七第四項及び第二十六項並びに第九条の七の二第三項」に改め、同条第二項中「第九条の七第十五項」を「第九条の七第十三項」に改め、同項第一号中「第九条の七第八項」を「第九条の七第六項」に、「同条第八項」を「同条第六項」に改め、同項第二号中「第九条の七第八項」を「第九条の七第六項」に改め、同項第四号中「第九条の七第八項」を「第九条の七第六項」に、「同条第十項各号」を「同条第八項各号」に改め、同項第五号中「第九条の七第八項」を「第九条の七第六項」に、「同条第十項各号」を「同条第八項各号」に、「同条第七項」を「同条第五項」に改め、同条第三項中「第九条の七第二十五項」を「第九条の七第二十三項」に改め、同項第一号中「第九条の七第二十項」を「第九条の七第十八項」に、「同条第十九項」を「同条第十七項」に、「同条第二十項各号」を「同条第十八項各号」に改め、同条第四項中「第九条の七第二十項」を「第九条の七第十八項」に改め、同項第一号中「又は第七項」を「又は第五項」に、「第九条の七第二十七項」を「第九条の七第二十五項」に改め、同項第二号中「第九条の七第十九項」を「第九条の七第十七項」に改め、同条第六項中「第九条の七の二第四項」を「第九条の七の二第二項」に改め、同項ただし書中「同条第一項」を「同条第二項」に、「第九条の七第十九項」を「第九条の七第十七項」に改め、同条第八項及び第九項中「第九条の七の二第五項」を「第九条の七の二第六項」に改める。

第三条の十三の三第三項第一号中「法人の株主等」の下に「（法第七十二条の四十三第四項第三号に規定する株主等をいう。以下この号及び次号において同じ。）」を加える。

第七条の二の九第二項第一号中「次条第一号」を「次条第二項第一号」に改め、同項第二号中「次条第二号」を「次条第二項第二号」に改める。

第七条の三の四第一項中「親子関係形成支援事業」の下に「、乳児等通園支援事業」を加える。

第八条の三十一第一項第二号イ中「免税軽油」を「法第百四十四条の二十一第一項に規定する免税軽油（第八条の三十二から第八条の三十九までにおいて「免税軽油」という。）」に改める。

第八条の三十八第一項第一号中「免税軽油使用者証」を「法第百四十四条の二十一第二項に規定する免税軽油使用者証（以下この条及び次条において「免税軽油使用者証」という。）」に改める。

第八条の四十一第一号ニ中「炭化水素油」を「法第百四十四条の二第三項に規定する炭化水素油（以下この条から第八条の四十八までにおいて「炭化水素油」という。）」に改める。

第十条第一項の表㈥中「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に改め、同表㈨中「第四十八条の十三第三十項並びに第四十八条の十三の二第四項及び第五項」を「第四十八条の十三第二十八項並びに第四十八条の十三の二第五項及び第六項」に改める。

第十条の二第一項の表㈡中「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に改め、同表㈤中「第四十八条の十三第三十項並びに第四十八条の十三の二第四項及び第五項」を「第四十八条の十三第二十八項並びに第四十八条の十三の二第五項及び第六項」に改める。

第十条の二の六第一項中「第四十八条の十三第七項及び第二十九項並びに第四十八条の十三の二第二項（同条第三項」を「第四十八条の十三第五項及び第二十七項並びに第四十八条の十三の二第三項（同条第四項」に改め、同項第一号イ及び第二号中「第四十八条の十三第七項及び第二十九項並びに第四十八条の十三の二第二項」を「第四十八条の十三第五項及び第二十七項並びに第四十八条の十三の二第三項」に改め、同条第二項中「第四十八条の十三第十六項」を「第四十八条の十三第十四項」に改め、同項第一号中「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第七項」に、「同条第九項」を「同条第七項」に改め、同項第二号中「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第七項」に、「同条第九項」を「同条第七項」に改め、同項第四号及び第五号中「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第七項」に、「同条第九項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「第四十八条の十三第二十六項」を「第四十八条の十三第二十四項」に、「第四十八条の十三第二十項」を「第四十八条の十三第十八項」に改め、同項第一号中「第八項」を「第六項」に改め、同項第二号中「第四十八条の十三第二十項」を「第四十八条の十三第十八項」に改め、同条第六項中「第四十八条の十三の二第四項」を「第四十八条の十三の二第五項」に改め、同条第七項中「第四十八条の十三の二第四項」を「第四十八条の十三の二第五項」に、「同条第八項」を「同条第六項」に改め、同項ただし書中「同条第一項」を「同条第二項」に、「第四十八条の十三第十八項」を「第四十八条の十三第十六項」に改め、同条第八項及び第九項中「第四十八条の十三の二第五項」を「第四十八条の十三の二第六項」に改める。

第十条の七の三第十一項中「及び児童育成支援拠点事業」を「、児童育成支援拠点事業及び乳児等通園支援事業」に改める。

第十一条の二第一項第一号ハ及び同項第四号ニ中「第十九条の四第二項又は第二十条第一項」を「第十九条の七第一項又は第二十二条第一項」に、「届出をして」を「登録を受けて」に改める。

第十五条の十五の見出し及び同条中「第四百六十三条の十五第一項第一号ニ」を「第四百六十三条の十五第一項第一号ホ」に改める。

第二十四条の四十の見出しを「（特定書面等行政機関宛通知及び特定書面等以外行政機関宛通知）」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「特定書面等地方税関係通知」を「特定書面等行政機関宛通知」に、「以下同じ」を「第一号において同じ」に、「特定地方税関係通知等」を「特定書面等以外行政機関宛通知」に、「次に定める基準に従つて」を「情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従い、次の各号の順序により、当該各号に定めるところにより」に改め、同項各号を次のように改める。

一　機構の使用に係る電子計算機に、行政機関の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された特定書面等行政機関宛通知又は特定書面等以外行政機関宛通知を行うときに通知すべきこととされている事項（次号及び第三号において「通知事項」という。）を送信すること。

二　機構の使用に係る電子計算機において、通知事項に係る通信の交換が行われ、他の行政機関の長の使用に係る電子計算機に伝送されること。

三　当該他の行政機関の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録されること。

第二十四条の四十の次に次の一条を加える。

（特定納税者等宛通知等）

第二十四条の四十の二　法第七百四十七条の五の二第一項に規定する総務省令で定める地方税関係通知は、次に掲げる通知（これらに附属する通知を含む。）とする。

一　自動車税の種別割に係る法第百七十七条の十一第二項の納税通知書

二　固定資産税又は都市計画税に係る次に掲げる通知

イ　法第三百六十四条第二項又は第七項（法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる場合又は法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の納税通知書

ロ　法第三百六十四条第三項（法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の課税明細書

ハ　法第四百十七条第一項（法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の通知

三　軽自動車税の種別割に係る法第四百六十三条の十八第二項の納税通知書